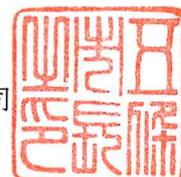


五條市告示第4号

行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人について次のとおり告示する。

令和8年1月19日

五條市長 平岡 清司



- 1 行旅死亡人
 - (1) 氏名、年齢、住所等 本籍・住所・氏名不詳の白骨死体、推定年齢70歳以上の男性
 - (2) 着衣及び所持品 チェック柄半そでシャツ、紺色ズボン、黒色ベルト、灰色靴下（左のみ）、カーキ色靴、白色キャップ帽、緑色リュックサック、黒色小銭入れ（1, 162円）、ゴムハンマー、ノコギリ、トレッキングポール、折りたたみ椅子、タオル、釘3本
- 2 死亡の日時 令和4年から令和6年頃（推定）
- 3 死亡の場所 奈良県五條市大塔町中原5番地 北東図測150メートル先山林内及び同番地北東図測120メートル先山林内（発見）
- 4 処置等 令和8年1月13日に五條警察署から遺体を引取り、遺骨を市営斎場にて保管しているので、心当たりのある者は、五條市役所あんしん福祉部社会福祉課保護係（電話番号 0747-22-4001）に連絡すること。